

令和6年4月1日より

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の 対象者に片耳が難聴の方も追加されました

うるま市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害のある児童に対し、補聴器の購入又は修理費用の一部を助成しています。

令和6年度から対象者として片耳のみ難聴の方も含まれることとなり、対象品目の変更や新規追加も行われました。

これにより、今まで助成を受けられなかった方も対象となる場合があります。

		改正前	改正後
対象者		両耳の聴力レベルが30デシベル以上	両耳又は <u>いずれかの耳</u> の聴力レベルが30デシベル以上
品目	変更	FM型受信機 基準価格：80,000円	受信機（ <u>電波方式は限定しない</u> ） 基準価格：福祉事務所長が認める額
	新規	—	福祉事務所長が認める特例補装具 基準価格；福祉事務所長が認める額

助成対象者

うるま市内に住所を有し、次の要件をすべて満たす方

1. 18歳未満の児童（申請時点の年齢）
2. 両耳又はいずれかの耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者
3. 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法15条に規定する指定医師から判断されていること

助成対象費用

補聴器の購入等に要する費用の3分の2を助成、申請者負担は3分の1
（ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担なし）

※助成費用には上限額があり、その範囲内で助成されます。

※予算には限りがあります。（予算が無くなり次第終了となります）

申請手続

事前申請のため購入後の助成は受けられません。申請方法や必要書類についてあらかじめ担当窓口へご相談ください。

【お問い合わせ】

うるま市役所 障がい福祉課 障がい給付係

TEL：098-973-5452 FAX：098-973-5103